厚生労働省 令和２年度障害者総合福祉推進事業

「補装具費支給制度」の当事者に向けた利用ハンドブックを作成しました

補装具費支給制度の申請窓口や関係機関でご活用いただけるよう、申請者となる障害当事者の方々に向けた『「補装具費支給制度」利用ハンドブック』を作成しました。

以下のＱＲコードやＵＲＬからダウンロードでき、無料でご使用いただけますので、ぜひご活用ください。

> ※このハンドブック及びガイドは、厚生労働省の令和２年度障害者総合福祉推進事業で作成したものです。（事業受託者は社会システム株式会社）
> ○著作権等はございませんので、ご自由にご活用ください。
> ○自治体様の連絡先等も追記できるよう Word ファイルも用意しています。

●「補装具費支給制度」利用ハンドブック

制度の概要や流れなど、制度全体を理解するためのハンドブックとなっています。まず制度について知っていただくために作成したものです。

●「補装具費支給制度」利用詳細ガイド

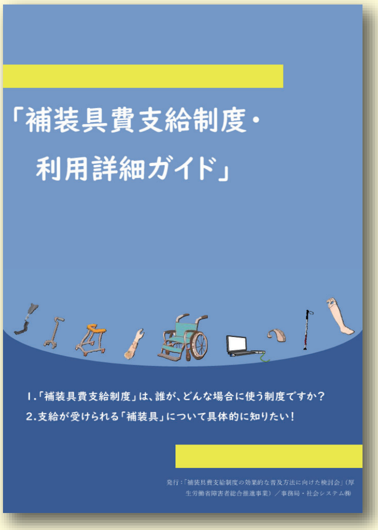

制度の内容をある程度詳細に理解するため、利用にあたって必要な情報を掲載しているガイドブックとして作成したものです。

↓ダウンロードはこちらから

テキストデータも掲載しています

http://www.crp.co.jp/business/universaldesign/R02_hosogu.shtml

※令和３年７月頃には、厚生労働省・障害者総合福祉推進事業のホームページにも掲載予定です。

お問合せ：補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討事務局
社会システム株式会社　企画調査グループ
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-20-22　電話 03(5791)1133

まずは、
お住まいの市区町村の
担当窓口に
ご相談ください

※さらに詳しい「詳細ガイド」もあります

このリーフレットの内容を詳細に紹介している「補装具費支給制度・利用詳細ガイド」があります。右のＱＲコードで見ることができます。

発行：「補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討会」（厚生労働省障害者総合推進事業）／事務局・社会システム㈱

補装具費支給制度・利用ハンドブック

「補装具費支給制度」をご存知ですか？

義肢や装具、車椅子、補聴器、視覚障害者安全つえ、意思伝達装置など、身体障害者の方々が日常生活を送るために必要な「補装具」の購入費の支給が受けられる「補装具費支給制度」をご存知ですか？

このハンドブックでは、制度の内容などについてご紹介しています。

① 補装具とは？

義肢、装具、車椅子、視覚障害者安全つえ、補聴器などの「補装具」は、障害者・児や難病患者などの身体機能を補完・代替する用具です。

この補装具の購入費用の支給を受けることのできる「補装具費支給制度」は、「障害者総合支援法」に基づいています。

<補装具の例>
- ・義肢（義手及び義足のこと）
- ・装具（四肢・体幹の機能障害の軽減のための器具）
- ・車椅子
- ・視覚障害者安全つえ（白杖）
- ・補聴器（聴覚障害者用）

【参考】日常生活用具との違い

補装具と似たものに「日常生活用具」があります。「日常生活用具給付等事業」は、在宅の障害者支援のための事業で、障害者・児及び難病患者などが受給できます。

<日常生活用具の一例>
- ・特殊寝台（傾斜角度や高さの調節ができる電動ベッド）
- ・移動用リフト(自力で移動できない人を吊り上げて移動を補助する器具)
- ・人工咽頭（自力で発声できない人の発声を補助する器具）

【解説】障害者総合支援法

障害者自立支援法の改正法として平成 25 年４月１日に施行されました。

障害者が尊厳を持って日常生活を送ることができるように、必要となる障害福祉サービスや地域生活支援事業を充実させることを目的とし、障害の有無にかかわらず共に生きる社会の実現を目指しています。

<概要>

自立支援給付として、介護給付費、訓練等給付費、高額障害福祉サービス費、自立支援医療費、療養介護医療費、補装具費等の支給が行われます。また、地域生活支援事業として、市町村が障害者等からの相談に応じたり、意思疎通や移動の支援を行ったりすることなどを定めています。

⑥ よくあるご質問

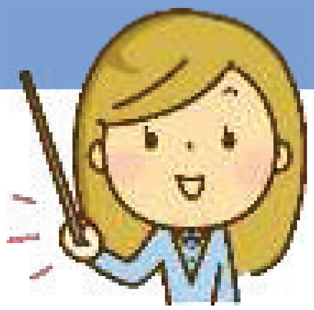

Q.補装具の価格が、基準額を超える場合の扱いについて教えてください

A.補装具費支給制度では、種目ごとに購入基準額が決められています。装具としての支給要件を満たしても、使用者本人が希望するデザインを選んだことで基準額を超える場合は、基準額との差額を本人が負担することができます。また、基準額以上の高額な製品や完成用部品を選択する場合は、「特例補装具」となり、判定に当たってはその必要性について明確な理由（障害の状況や生活環境など）が求められます。

Q.接判定と書類判定の違いについて教えてください

A.支給決定に至るまでの処理には、補装具の種目により更生相談所での直接判定及び意見書による書類判定、市町村による決定の３種類があります。下表は一例です。自治体により異なる場合がありますので、お問合せ下さい。

判定方法	種　目
直接判定	義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子
書類判定	補聴器、車椅子(オーダーメイド)、重度障害者用意思伝達装置
市町村決定	義眼、眼鏡(矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用)、車椅子(レディメイド)、歩行器、視覚障害者安全つえ及び歩行補助つえ(一本つえを除く)

Q.居住地特例とはどのようなものですか？

A.補装具費支給制度の申請は、申請者の居住地とすることが原則ですが、例外として、制度利用をしているときに、住民票の移動があった場合に元の居住地での申請を続けられる特例制度のある自治体もあります。自治体によって異なりますので、お問合せ下さい。

⑤ 補装具費支給制度利用の注意事項など

(1) 注意事項

□治療や訓練のための**治療用装具は補装具費の支給対象とはなりません**。（例：訓練用仮義足、歩行訓練用短下肢装具等）

□補装具の支給を受ける制度はいくつかありますが、補装具費支給制度は以下に挙げた他の制度が優先されます。

ア.労働者災害補償保険法、国家・地方公務員災害補償法　等

イ.自動車損害賠償保障法

ウ.戦傷病者特別援護法

エ.介護保険法

□**障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合**（本人又は世帯員のうち住民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上の場合）には**補装具費の支給対象外**となります。

(2) 修理・再支給・借受けについて

① 修理

・補装具費支給制度は修理にも利用することができます。購入と同様の申請が必要です。

② 再支給（再購入）

・補装具の耐用年数が過ぎると、再支給を受けることができます。

・耐用年数内でも、障害状況の変化等で使えなくなった場合などは、再支給を受けることができます。一方、耐用年数が過ぎても修理等により使用できる場合は、修理費の支給対象となります。

③ 借受け（レンタル）

・以下に挙げる補装具の場合で、以下のア～ウのいずれかに当てはまる場合には、借受けが認められる場合があります。

＜補装具の種目＞

義肢、装具、座位保持装置の完成用部品、歩行器、重度障害者用意思伝達装置の本体、座位保持椅子

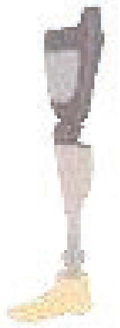

借受けの要件

ア.成長に伴い短期間で交換が必要な場合

イ.障害の進行により、短期間の利用が想定される場合

ウ.購入前に、比較検討が必要な場合

② 補装具費支給制度を受けるには

「補装具費支給制度」を受けるには、次のような要件がありますので、チェックしておきましょう！

(1) 対象者

以下に該当し、補装具の購入・修理が必要な方が対象です。

・身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者等
・障害者総合支援法の対象となる難病患者

(2) 申請窓口

お住まいの市区町村

(3) 申請に必要なもの

注）様式などは自治体により異なる場合があります

・補装具費支給申請書(自治体の様式があります。窓口に確認しましょう)
・補装具費支給意見書（医師が記載するもので事前の準備が必要です）
・身体障害者手帳（難病患者等は特定医療費（指定難病）受給者証）
・その他、本人確認書類など

※補装具費支給意見書は、疾病・障害名、補装具名、必要性と使用効果、 社会生活要件等の内容を記載するもので、支給の根拠となります。

(4) 費用負担

原則、給付内容の 1 割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じて負担上限額があります。

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低 所 得	住民税非課税世帯	0 円
一　　般	住民税課税世帯	32,700 円

(5) 個数

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として 1 種目につき 1 個ですが、特に使い分けが必要と認めた場合は、2 個とすることができます。また、修理期間中の代替用については、支給の対象となりません。

③ 補装具費支給までのながれ

補装具費支給を受けるには、以下のようなながれで申請を行います。

■償還払いの場合のながれ

償還払いは、申請した補装具の費用を先に申請者が補装具事業者に支払い、領収書などを提出した後、費用が支給されるながれとなっており、原則このながれで支払われます。

①**補装具費支給申請**：市区町村で申請手続を行います（医師に補装具費支給意見書を作成してもらうことが必要です）

②**支給決定**：指定日時に更生相談所に直接来所して、要否判定によって「支給決定」を受けることになります

※申請時に提出する補装具費支給意見書により判断する書類判定もあります。

③**契約**：支給決定後、補装具事業者に補装具費支給券を提示し、重要事項の説明を受け、契約を結びます

④**補装具の引渡し**：適合判定を受けた補装具の引渡しを受けます

⑤**購入費等支払い**：補装具事業者に購入費等を支払い、領収証を受け取ります

⑥**補装具費を請求**：市区町村に領収証と補装具費支給券を添えて補装具費を請求します

⑦**補装具費支給**：市区町村から後日補装具費が支給されます

償還払いの場合のながれ

※一般的なながれであり、
一部異なる場合があります。

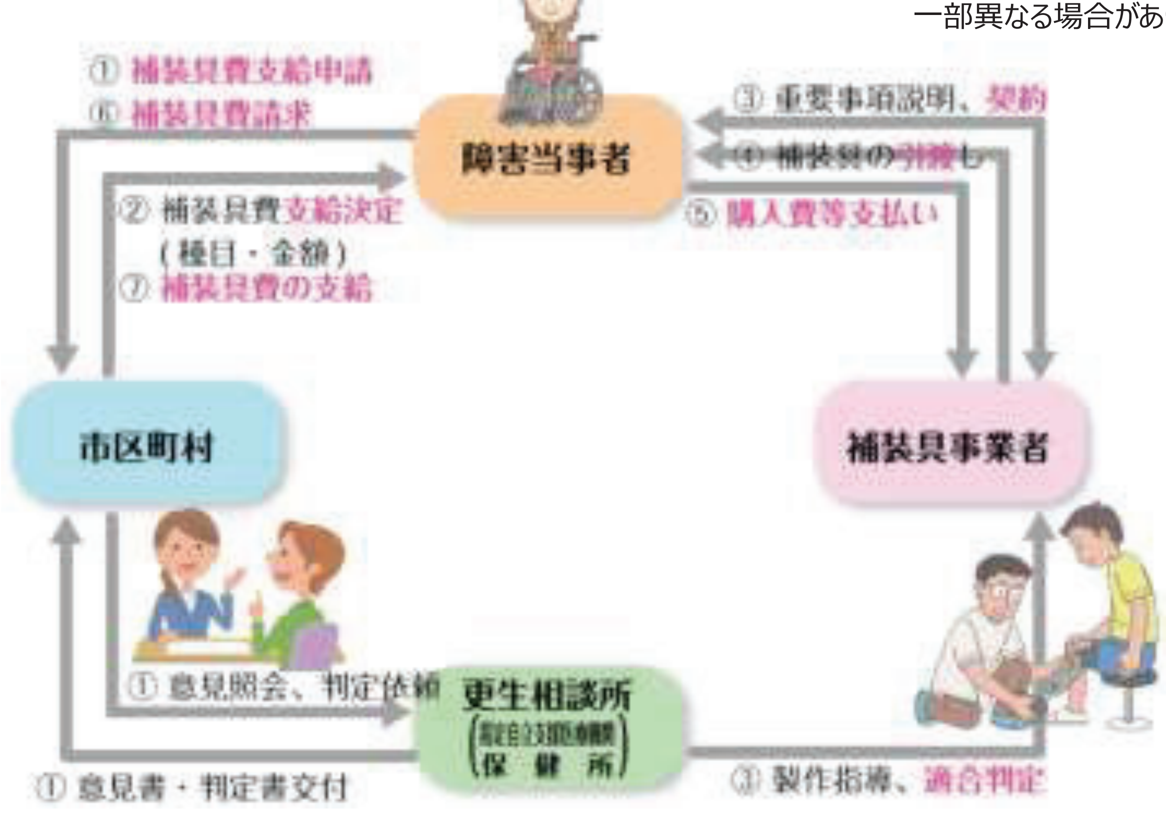

■代理受領の場合のながれ

償還払いが原則ですが、申請者の利便性に応じて、代理受領という方法もあります。補装具購入費のうち自己負担分のみ申請者が補装具事業者に支払い、制度で支払われる費用については、補装具事業者から市区町村に請求・支給がされます。

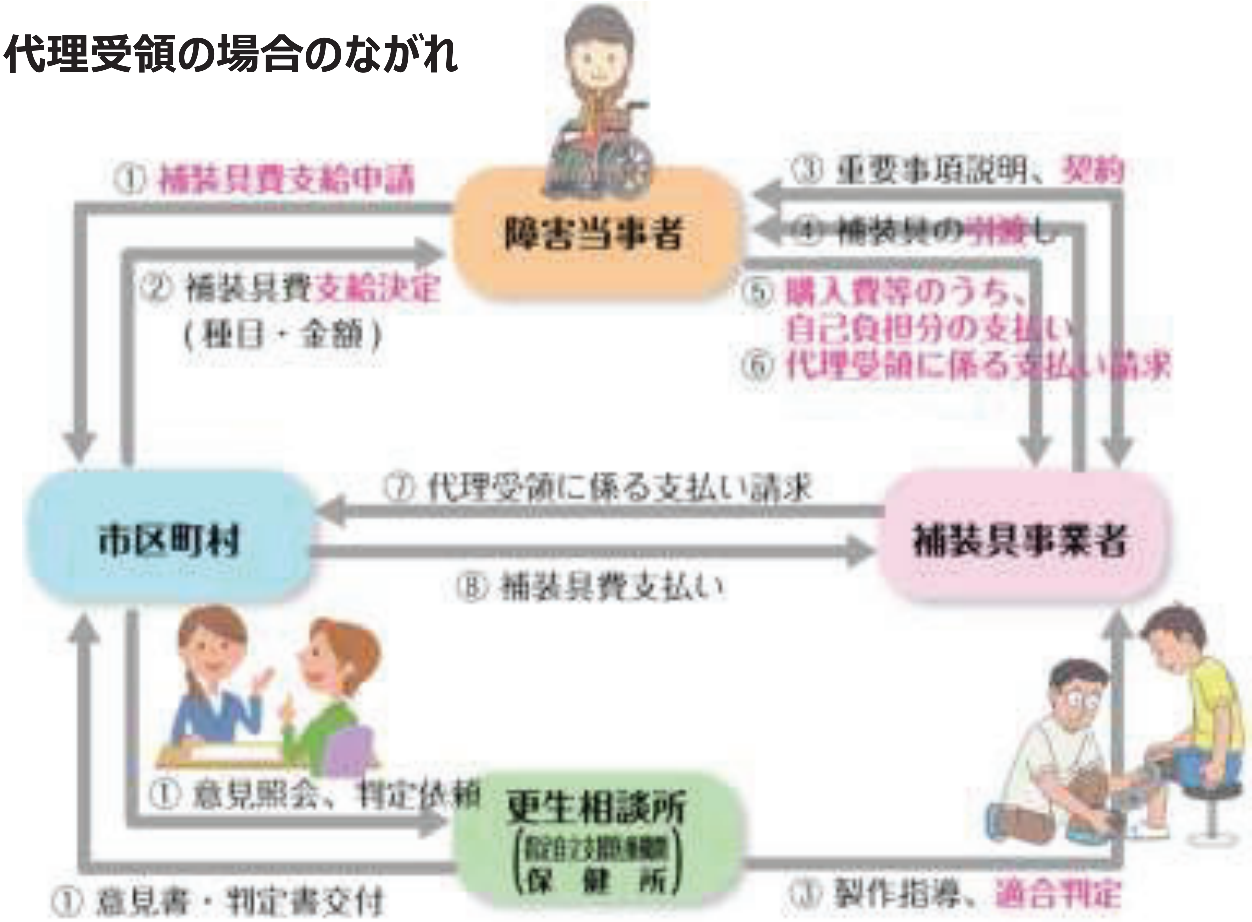

④ 対象となる補装具の種目

補装具費支給制度の対象となる補装具は、種目、購入基準価格、耐用年数が決められています。

年度によって異なる場合があります。厚生労働省のホームページなどに掲載されていますので、確認してください。

「補装具費支給制度・利用詳細ガイド」

1.「補装具費支給制度」は、誰が、どんな場合に使う制度ですか？

2.支給が受けられる「補装具」について具体的に知りたい！

発行：「補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討会」（厚生労働省障害者総合推進事業）／事務局・社会システム㈱

1.「補装具費支給制度」は、誰が、どんな場合に使う制度ですか？

① 福祉用具の使用に使える制度としては、どのような制度があるのでしょうか？

　補装具が必要となったとき、使える制度がいくつかありますが、制度の利用には優先性があります。下図のように、社会保険制度や社会福祉制度で優先して適用される制度があり、これらが適用されない場合、「補装具費支給制度」を利用できます。

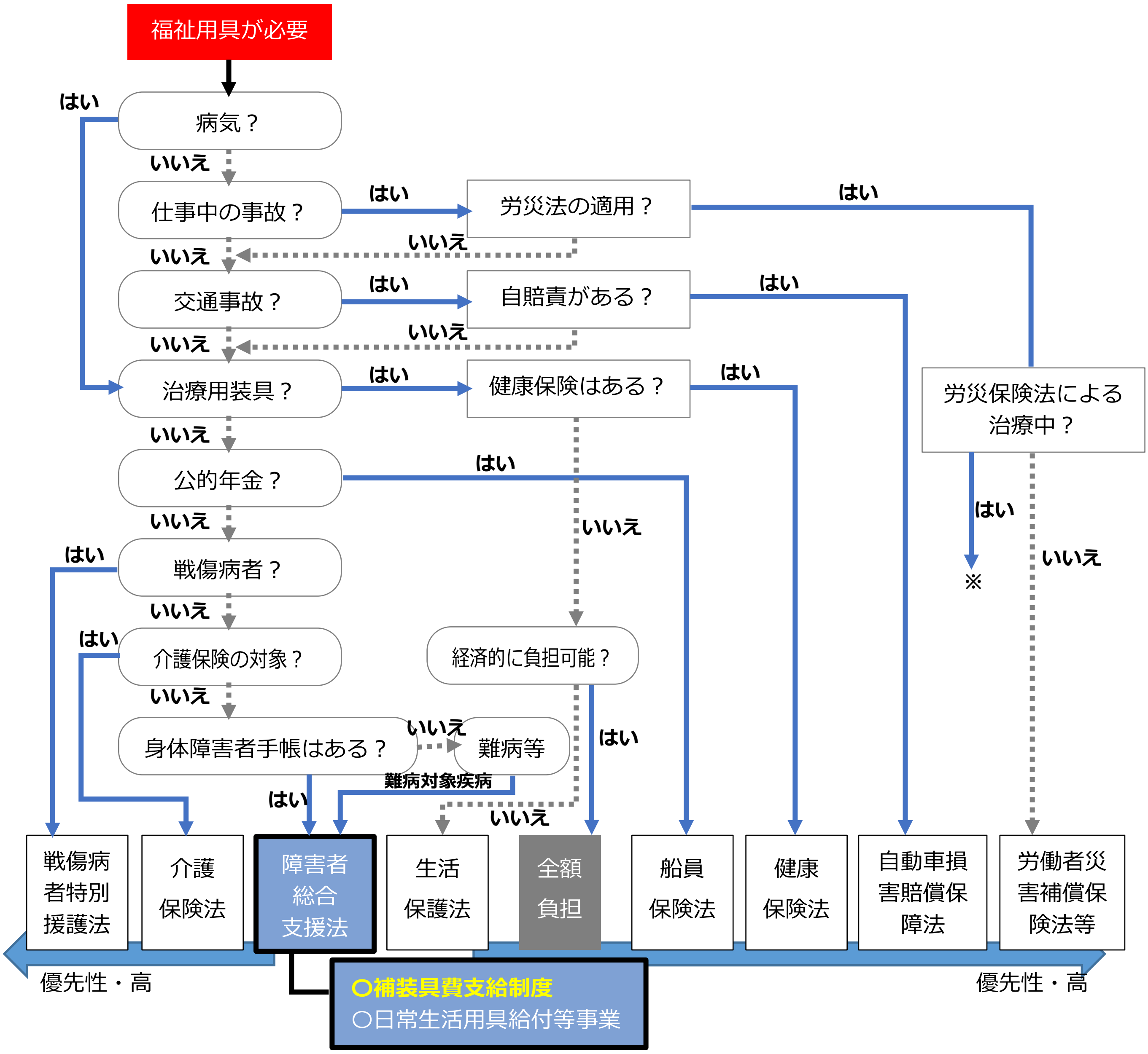

※労災保険による車椅子の支給は、症状固定が前提であったが、H20.3.31 より症状固定前療養中の場合であっても必要性(以下の要件)が認められれば車椅子の支給が可能。
・療養(補償)給付を受けている人（概ね３か月以内に退院見込みのない入院療養をしている人は除く）で、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである場合
・傷病(補償)年金の支給を受けている人で、その傷病の療養のために通院していて、義足及び下肢装具の使用が不可能である人

■制度によって支給可能な種目が異なります

制度によって支給可能な種目が限られていることがあります。

例えば、各種の健康保険による治療用装具では、義肢・装具の製作は可能ですが、車椅子、電動車椅子、座位保持装置等は治療が目的ではないため製作ができません。

■難病患者の方も補装具費支給制度の利用が可能です

補装具費支給制度や日常生活用具給付等事業など、「障害者総合支援法」では、身体障害者手帳を取得していなくても、政令で規定された難病等の患者の方にも制度をご利用いただくことが可能です。

※対象疾病は、厚生労働省のホームページに記載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html

■生活保護受給中の方で身体障害者手帳を取得している場合は「補装具費支給制度」の利用が可能です

生活保護受給中の方で治療用装具が必要な場合は、生活保護法による装具製作となりますが、介護保険の対象の場合には介護保険法が、また、身体障害者手帳を取得していて補装具が必要な場合には、障害者総合支援法での補装具費支給が可能です。

※介護保険で貸与される補装具は、車椅子、歩行器、歩行補助つえといった補装具と同様の品目が含まれており、これらは介護保険が優先されます。ただし、貸与されるのは既製品の中からの選択することとなるため、医師や身体障害者更生相談所などが障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される場合には補装具費として支給される場合もあります。

■他の制度で交付された補装具の更新・修理は制度をまたいだ対応が可能です

自費購入や、障害者総合支援法以外の法律で交付された補装具の更新や修理は、その人にとって真に必要な補装具であるかの判断がされた上で、必要であれば補装具費支給制度での対応も可能です。

② 「補装具費支給制度」はどんな制度ですか？

『障害者総合支援法』では、自立支援給付のひとつとして、「障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの」として補装具費の支給を行っています。

(1) 対象となる「補装具」とは？

では、補装具とは何をさすのでしょうか？

この制度では、『障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具』とされています。種目と種類は以下に挙げられるものとなっています。

対象種目などについては、p.8～に挙げていますので、参考にしてください。

(2) 「支給制度」はどのように受けられる？

補装具の支給が申請者に必要と認められる場合に、補装具の購入、借受け、修理の費用を支給する制度です。

① 対象要件があります

補装具費支給制度の対象者は、以下に該当し、補装具の購入、借受け、修理が必要な方が対象となります。

〇身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者等

〇総合支援法の対象となる難病患者等(対象疾病については p.2 に参照データページを掲載)

② 費用負担があることを認識しておきましょう

本制度では、原則給付内容の 1 割の自己負担があります。ただし、申請者の世帯の所得に応じて負担の上限額があります。

所得区分		負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得	住民税非課税世帯	0 円
一般	住民税課税世帯	37,200 円

※ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が４６万円以上の場合）には、補装具費の支給対象外となります。

※生活保護への移行防止措置があります。

③ 申請には必要な書類などの準備が必要です

申請に必要なものや書類の様式は、自治体により異なる場合があります。まずは、お住まいの市区町村のホームページなどに掲載されている申請方法を確認したり、窓口で相談してみましょう。

一般的に必要なものは、以下が挙げられます。

〇補装具費支給申請書
〇補装具費支給意見書（支給の根拠となる書類で医師が記載するものです。）
〇身体障害者手帳（難病患者等の場合は、特定医療費(指定難病)受給者証）
〇その他に本人確認書類などが必要です
※補装具事業者が申請者宛に作成した見積書等が必要な場合もあります

■医師の意見書

補装具の支給の根拠となるものとして、医師による意見書が必要です。意見書の様式は自治体によって異なる場合がありますので、自治体のホームページなどを確認いただくほか、窓口にお問合せ下さい。

④ 申請に基づく判定（要否判定）によって支給が決定します

補装具費支給の判定は、「身体障害者更生相談所の判定により市区町村が決定」する場合と、「医師の補装具費支給意見書により市区町村が決定」する場合があります。

身体障害者更生相談所の判定により 市区町村が決定		医師の補装具費支給意見書により市区町村が決定
更生相談所に来所（巡回相談等含む）判定	医師作成の補装具費支給意見書等により更生相談所が判定	・義眼 ・眼鏡（矯正眼鏡・遮光眼鏡） ・コンタクトレンズ・弱視眼鏡 ・車椅子（レディメイド） ・歩行器 ・視覚障害者安全つえ ・歩行補助つえ
・義肢 ・装具 ・座位保持装置 ・電動車椅子 ・特例補装具 の新規購入	・補聴器 ・車椅子（オーダーメイド） ・重度障害者用意思伝達装置 の新規購入	上記に係るものであって、補装具費支給申請書、医師作成の補装具費支給意見書等により判断できる場合及び再支給、修理の場合となります。 身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、医師作成の補装具費支給意見書の省略が可能です。
更生相談所は、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定を慎重に行います。		

■身体障害児の場合は支給意見書を省略することができます

身体障害児は、その保護者から支給意見書等の提出を受け、支給の判定を行いますが、身体障害者手帳によって補装具の購入や修理の必要性を確認できれば、支給意見書を省略することができる場合があります。

⑤ 製作された補装具が処方通りであるかを確認（適合判定）します

製作された補装具が意見書などに基づく処方通りにできているかを判定します。判定の結果、適合しないと認められた場合には、補装具事業者に対して改善の指示がされます。

⑥ 判定後に補装具費用が支給されます

自治体又は更生相談所の判定の結果、製作された補装具が申請者に納品され、支払いをした後、原則申請者の負担分（１割）を引いた額（②にあるように世帯の所得に応じて負担上限額があります）が支給されます。この場合を「償還払い」と言います。

基本的には「償還払い」が原則ですが、利用者の利便を考慮し、申請者は自分の負担額のみを補装具事業者に支払い、残金は補装具事業者が自治体に請求する「代理受領」のシステムも利用が可能です。

支給の仕組み（償還払いの場合）

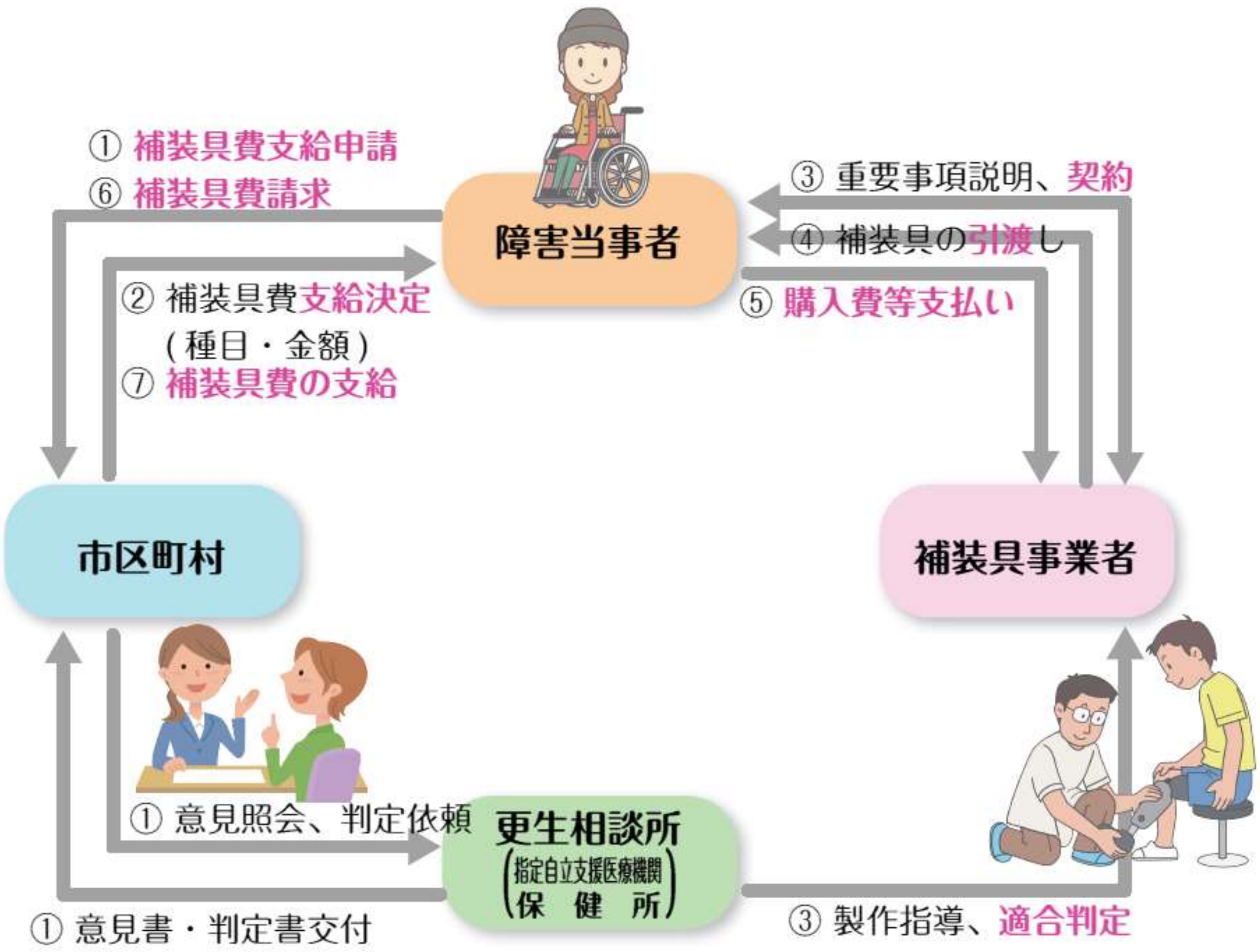

※一般的な流れであり、一部異なる場合があります。

支給の仕組み（代理受領の場合）

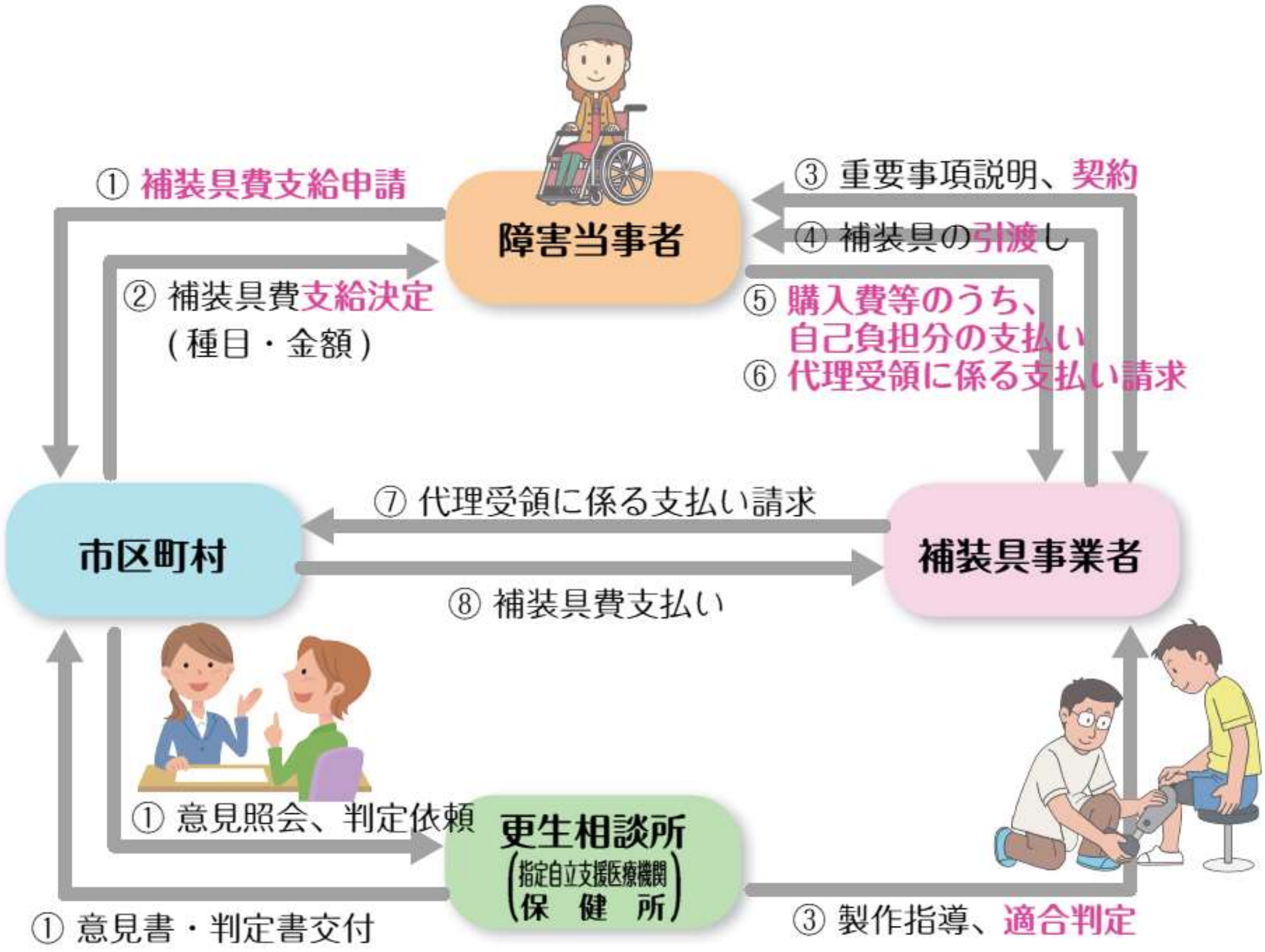

⑦　「借受け」を受けられる場合もあります

補装具は、その人の身体状況に応じて適合したものを製作することが基本ですので、購入が原則です。

しかし、

〇身体の成長によって短期間で補装具の交換が必要であると認められる場合

〇障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

〇補装具の購入には複数の補装具の比較検討が必要であると認められる場合

には、「借受け」が認められる場合があります。

(3) 差額自己負担

補装具費の支給が、種目、名称、型式、基本構造などの要件を満たしても、申請者が希望するデザイン、素材などを選択することによって基準額を超える場合には、基準額との差額を本人が負担することは差し支えありません。ただし、差額の自己負担が認められるのは、あくまでもデザイン、素材などの嗜好に関わる部分です。

(4) 補装具の支給数について

補装具の支給数は原則として、「１種目につき１個」です。

ただし、障害の状況などで職業上または教育上などで特に必要と認められる場合には、２個目の支給または２個分同時の支給を受けることのできる場合があります。必要な場合には、申請の際に窓口に相談してみましょう。

家用と外用で使い分けたい、汚れるから、予備としてなどでは２個支給は認められません。

(5) 補装具支給を受けた後

補装具費支給制度では、修理、再支給についても申請ができます。

■修理

補装具の修理については、購入・借受けと同様の申請が必要です。ただし、直接必要のない機能やデザイン・素材等の嗜好に関わる部分と判断されたものの修理は、差額自己負担を求めることになる場合もあります。

■再支給

補装具の種目や型式ごとに設定されている耐用年数（p.1～3 参照）を過ぎると、通常、補装具費の再支給が受けられます。（障害の状況変化で補装具が身体に適合しなくなった場合や著しい損傷等で修理不能な場合には耐用年数内でも再支給が可能です。ただし、耐用年数を過ぎても修理等で継続して使用が可能な場合には再支給の対象にはなりません）

再支給の時に前回と使用環境が異なる場合（就労・就学状況が変わったなど）には対象外となる場合もあります。再支給の際には、主治医や補装具事業者と相談しておきましょう。

2.支給が受けられる「補装具」について具体的に知りたい！

① どんな「補装具」が支給の対象ですか？

(1) 補装具の種目、購入基準価格、耐用年数

補装具費支給の対象となる種目、購入基準価格、耐用年数は下表のとおりとなります。

〇購入基準価格

購入基準価格は、主材料、工作法または基本構造、付属品等によった場合の上限の価格として定められているものです。

〇耐用年数

通常の使用・装用によって修理不能となる予測年数として定められていますが、障害状況の変化や罹災など、本人の責めによらない事情によって修理不可能となった場合には、耐用年数内でも再支給が可能です。また、耐用年数を過ぎても修理により使用可能な場合は、再支給の対象ではなく、修理費の支給対象となります。

購入基準価格などは年度によって変わる場合がありますので、厚生労働省のホームページなどでご確認ください。参考として、令和３年度の種目一覧を以下に掲載しました。

参考：令和３年度補装具種目一覧

（H18厚生労働省告示第528号、第12次改正 令和３年3月31日厚生労働省告示第145号）

種目	名称		R３ 購入基準	耐用年数
義肢（注１、２）			462,000	1～5
装具（注１、２）			86,000	1～3
座位保持装置（注１）			388,000	3
視覚障害者安全つえ	普通用	グラスファイバー	3,550	2
		木材	1,650	
		軽金属	2,200	5
	携帯用	グラスファイバー	4,400	2
		木材	3,700	
		軽金属	3,550	4
	身体支持併用		3,800	4
義眼	レディメイド		17,000	2
	オーダーメイド		82,500	
眼鏡	矯正用（注３）	６Ｄ未満	17,600	4
		６Ｄ以上 10Ｄ未満	20,200	
		10Ｄ以上 20Ｄ未満	24,000	
		20Ｄ以上	24,000	
	遮光用	前掛け式	21,500	
		掛けめがね式	30,000	

	コンタクトレンズ		15,400	4
	弱視用	掛けめがね式	36,700	
		焦点調整式	17,900	
補聴器（注４）	高度難聴用ポケット型		41,600	5
	高度難聴用耳かけ型		43,900	
	重度難聴用ポケット型		55,800	
	重度難聴用耳かけ型		67,300	
	耳あな型(レディメイド)		87,000	
	耳あな型(オーダーメイド)		137,000	
	骨導式ポケット型		70,100	
	骨導式眼鏡型		120,000	
車椅子	普通型		100,000	6
	リクライニング式普通型		120,000	
	ティルト式普通型		148,000	
	リクライニング・ティルト式普通型		173,000	
	手動リフト式普通型		232,000	
	前方大車輪型		100,000	
	リクライニング式前方大車輪型		120,000	
	片手駆動型		117,000	
	リクライニング式片手駆動型		133,600	
	レバー駆動型		160,500	
	手押し型Ａ		82,700	
	手押し型Ｂ		81,000	
	リクライニング式手押し型		114,000	
	ティルト式手押し型		128,000	
	リクライニング・ティルト式手押し型		153,000	
電動車椅子	普通型(4.5km/h)		314,000	6
	普通型(6.0km/h)		329,000	
	簡易型	Ａ切替式	157,500	
		Ｂアシスト式	212,500	
	リクライニング式普通型		343,500	
	電動リクライニング式普通型		444,400	
	電動リフト式普通型		725,100	
	電動ティルト式普通型		582,600	
	電動リクライニング・ティルト式普通型		1,016,100	
座位保持椅子(児のみ)			24,300	3
起立保持具(児のみ)			27,400	3
歩行器	六輪型		63,100	5
	四輪型(腰掛つき)		39,600	
	四輪型(腰掛なし)		39,600	
	三輪型		34,000	
	二輪型		27,000	
	固定型		22,000	
	交互型		30,000	
頭部保持具(児のみ)			7,100	3
排便補助具(児のみ)			10,000	2

歩行補助つえ	松葉づえ	木材	A普通	3,300	2
			B伸縮	3,300	
		軽金属	A普通	4,000	4
			B伸縮	4,500	
	カナディアン・クラッチ			8,700	
	ロフストランド・クラッチ			8,700	
	多脚つえ			6,600	
	プラットフォーム杖			24,000	
意思伝達装置重度障害者用	文字等走査入力方式				5
		簡易なもの		143,000	
			簡易な環境制御機能が付加されたもの	191,000	
			高度な環境制御機能が付加されたもの	450,000	
			通信機能が付加されたもの	450,000	
	生体現象方式			450,000	
人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置**修理**			30,000	－

注 1)義肢・装具・座位保持装置の基準額については、令和元年度交付実績(購入金額) 1件当たり平均単価を記載。(千円未満は四捨五入。令和元年度福祉行政報告例より。)

注 2)義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4ヶ月～1年6ヶ月の使用年数となっている。

注 3)遮光用としての機能が必要な場合は、30,000 円とすること。

注 4)デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識･技能を有する者による調整が必要な場合は 2,000 円を加算すること。

■特例補装具

種目には該当していても、基準に定められた名称や形式、基本構造等に含まれないものは、通常は支給の対象にはなりません。

ただし、障害の状況や生活環境などの真にやむを得ない事情で費用の支給が必要な場合は、更生相談所の判定などに基づいて支給を受けることができる場合があります。これを「特例補装具」といいます。

(2) 補装具費支給の対象とならない場合

以下の場合は、補装具支給の対象とはなりませんので、ご注意ください。

○治療やリハビリテーションのために使用される装具等（例えば、訓練用仮義足、歩行訓練用短下肢装具、患部変形の矯正用装具など）は、医療保険による給付となることや、日常生活用ではないため対象とはなりません。

○他の制度等により補装具が支給・修理、貸与及び賠償が受けられる場合は、他の制度が優先されます。(1.「補装具費支給制度」は誰が、どんな場合に使う制度ですか？をご参照ください)

○一定の所得以上の世帯に属する場合（本人または世帯員のうち、市区町村民税所得割の最多納税額者の納税額が 46 万円以上の場合）は、支給対象外となります。

「補装具費支給制度」にかかる情報提供の課題などについて

厚生労働省の令和２年度障害者総合福祉推進事業「補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討」として、補装具費の支給実態や情報提供の実態などを把握する調査を行い、普及ツールの作成を行いました。

普及ツールについては、別紙データを作成しておりますが、このツールの作成に至った実態調査から整理された本制度の情報提供の課題などについて、以下に整理します。

自治体の皆さまをはじめ、補装具の支給にかかる医療関係者、リハビリテーションセンターの専門職の皆さま、相談支援機関、補装具製作事業者、障害者支援施設など関係各者の皆さまに、補装具支給制度の情報提供の課題などを情報共有いただき、この制度にかかる情報にたどり着けていない、相談ができていない方がいらっしゃる実態をご理解いただければと存じます。

＊本事業の実施主体：社会システム㈱（東京都渋谷区恵比寿 1-20-22　電話 03(5791)1133）

１.本事業の目的と成果

上述したように、本事業では、補装具費支給制度にかかる実態調査を実施し、制度普及のためのツール作成を行いました。成果報告書は、以下の URL からダウンロードできます。

報告書 URL：http://www.crp.co.jp/business/universaldesign/R02_hosogu.shtml

実態把握調査　○自治体における補装具費支給の実態調査（アンケート調査）
　○補装具費支給制度の情報提供にかかる実態調査（障害当事者、自治体）
　○自治体及び専門職による運用や情報提供の実態調査

普及ツールの作成　○「補装具費支給制度」利用ハンドブック
　○「補装具費支給制度」詳細ガイド①、②

報告書

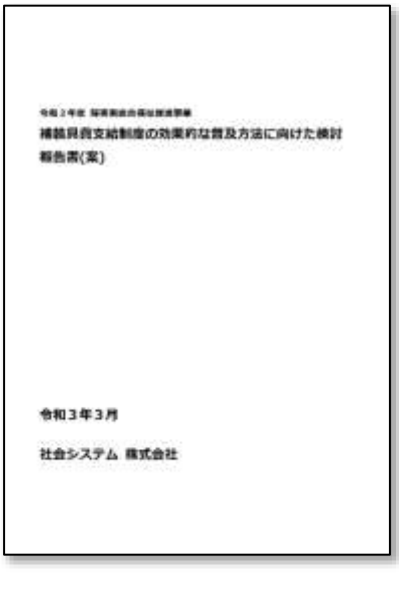

利用ハンドブック

利用詳細ガイド

2.実態調査結果から整理された問題点

本事業では、障害当事者及び関係各者へのアンケートやヒアリング調査を実施し、制度については以下が求められています。

〇当事者は、制度について、欲しいタイミングにわかりやすく理解できる情報を求めている

〇補装具支給にかかる関係者に対しては、制度利用について「相談」ができ、情報提供ができることを求めている

しかし、関係者間の連携ができていない、各者が制度について理解できていない、相談に応じられないために制度を当事者が理解できないなどの問題点があります。

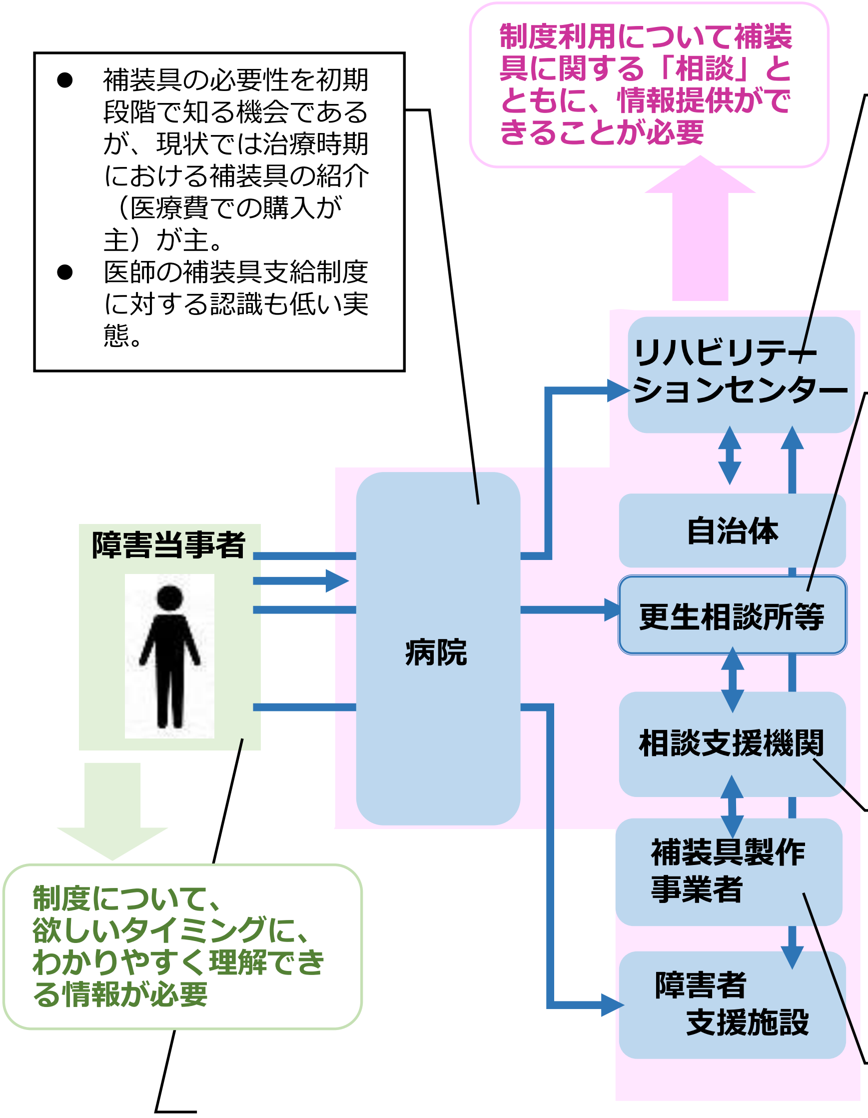

- 補装具の必要性を初期段階で知る機会であるが、現状では治療時期における補装具の紹介（医療費での購入が主）が主。
- 医師の補装具支給制度に対する認識も低い実態。

- 更生相談所と同様、当事者実態を細かく知る立場にあるが、補装具に対する相談には乗れていない現状にある。
- 補装具費支給制度については知識を得ていないのが現状。
- 自治体によっては、リハ関係者等に対する制度についての研修を実施している。

- 申請窓口では、個別の相談までに乗れていない現状。
- 人口の少ない自治体ではツール等も整備されていない
- 支援センター機能を持つ組織に相談の委託を行っている場合もある。
- 直接判定を行って各者の状態に合わせた補装具をコーディネートしている場合もある。
- 更生相談所が相談の拠点機能を有しているが、それが当事者に伝わっていない。（医療機関等で紹介してほしいとのニーズ有）

- 自治体からの委託により各種の相談に乗っている組織。
- 当事者の個別事情に合わせた補装具や制度利用についての相談に乗っている。
- 更生相談所と同様、各種の相談窓口であることが当事者に伝わっていないケースがある。

- 病院、自治体、リハセンター、支援センター等と連携して当事者の相談に乗っている場合もある。
- 一方で、上記を通さない場合には直接購入となり、制度を利用しないケースとなる場合がある。

- 制度については、「費用にかかる事項」「制度全体の仕組み」「支給決定の仕組み」「不具合が出た場合の取扱い」等の情報が申請当初わからなかった情報。
- 制度について知るのは自治体の説明に寄るところが多いものの、補装具利用について相談したいタイミングは「医師によって補装具を使用すべきと診断されたとき」が多くを占めた。
- 制度に係る情報は「知りたい情報が適切に提供されていない」「情報がわかりにくく理解できない」などの課題が挙げられた。
- 制度について具体的によく理解せずに利用している場合もあり得る。

３.制度の普及に向けた課題

補装具費支給制度は、「誰に伝えるのか」「何をどんな表現で伝えるのか」を見極め、普及展開を図っていくことが必要です。

◆情報を伝えるべき対象像、アプローチしやすい情報提供手段が重要

インターネット等で情報が収集でき制度内容等を理解できている、相談できる機関に情報提供がされている者は問題がないが、情報にたどり着けない、相談ができない人が存在し、情報提供の強化が必要となっている。

情報を収集している、適切に相談できている人	情報にたどり着けない、相談ができていない
● 自分でインターネット等による情報収集ができ、制度の内容や必要事項を理解できる人 ● 適切に相談できる機関との連携ができ、自分に必要な補装具をコーディネートされ、制度についての説明も受けている人	● 障害者手帳の取得ができていない、適切な相談窓口への相談ができていないために制度について知らない人 ● 障害者手帳取得時に説明は受けたものの、理解できておらず、制度活用に至っていない人 ● 適切な情報提供（視覚障害者や聴覚障害者に対する情報保障ができていない）がされておらず、制度についての情報が適切に得られない人
↓ 引き続き、適切な情報提供が必要な対象像	↓ 情報提供を強化すべき対象像

○ただし、関係各機関においても、情報提供の体制構築が必要

➡情報提供を関係各機関で適宜行い、また、情報内容の理解を促進することが必要

○誰もが情報にたどり着けるよう、多様な情報手段の活用が必要

➡わかりやすさ、簡潔さ、理解しやすさが必要

◆対象者にとって必要な情報内容、わかりやすい情報構成・表現のあり方が重要

情報が必要な対象像にとって、制度そのものについてが多くの情報に埋もれて認知できていない状況であるとともに、内容についても仕組み、申請の流れ、種類や要件、費用など各段階の情報が必要となっている。

制度そのものが知りたい	制度の詳細な内容が知りたい	
	制度の活用方法について	自分に必要な補装具としてどんな支給が受けられるのか
● 制度の概要 ● 仕組み ● 大まかな申請の流 ● 必要事項　　など	● 自分の要件に合った助成制度は何か？ ● 補装具費支給制度はどのように受けられるのか？（申請方法、必要書類、支給判定の流れなど）	● 支給対象は何か？（対象補装具の種目や基準額など） ● 修理や再支給について ● 受給にあたっての留意点は？

↑

- 多くの情報に埋もれては理解できず、認知もできない（「障害者福祉の手引き」の一部では埋もれてしまっている）
- 難しい言葉、煩雑な書類の作成が情報理解を阻んでいる
- 「自分に必要な補装具が申請できるのか」をどのように判定されるか、判定に至るまでにどのような相談ができるのかなど、「相談」との紐づきが見えない
- 知りたい情報（支給額等）にカンタンにたどり着けない